別表第1(第3条、第5条、第6条関係) 高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率(平成18年度分)

			保 証	料率		基本保	協会
	保証料	斗の補給の対象となる融資制度	区 分	%	割引料	証料率	負担率
			区分	%	率適用	%	%
亚	経	無担保融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
平成	堂			1.14	有り	2.00	0.10
18	文援			1.02	有り	1.80	0.10
18 年度分	経営支援融資制度			0.90	有り	1.60	0.10
分	自制			0.74	有り	1.35	0.10
	度			0.59	有り	1.10	0.10
				0.55	有り	0.90	0.10
			特別小口	0.40	無し	0.90	0.10
			経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10
		小規模企業融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
		経済変動対策融資		1.14	有り	2.00	0.10
		借換え融資		1.02	有り	1.80	0.10
				0.90	有り	1.60	0.10
				0.74	有り	1.35	0.10
				0.59	有り	1.10	0.10
				0.55	有り	0.90	0.10
			経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10
		売掛債権担保融資	売掛債権担保	0.45	無し	0.85	0.10
		下請経営安定融資	特殊	1.06	有り	1.87	0.10
				0.96	有り	1.70	0.10
				0.85	有り	1.53	0.10
				0.75	有り	1.36	0.10
				0.62	有り	1.15	0.10
				0.49	有り	0.94	0.10
				0.45	有り	0.77	0.10
		季節融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
				1.14	有り	2.00	0.10
				1.02	有り	1.80	0.10
				0.90	有り	1.60	0.10
				0.74	有り	1.35	0.10
				0.59	有り	1.10	0.10
				0.55	有り	0.90	0.10
			経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10

			保 証	料率		基本保	協会
	保証料	lの補給の対象となる融資制度	マ ハ	0/	割別料	証料率	負担率
			区分	%	率適用	%	%
亚	特	中核企業支援融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
成	別	起業化支援融資		1.14	有り	2.00	0.10
18	融資	新事業展開支援融資		1.02	有り	1.80	0.10
平成 18 年度分	特別融資制度	環境保全促進融資		0.90	有り	1.60	0.10
分	度	福祉関連事業支援融資		0.74	有り	1.35	0.10
				0.59	有り	1.10	0.10
				0.55	有り	0.90	0.10
			経営安定関連等	0.10	無し	0.90	0.10
		地震災害防止対策融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
				1.14	有り	2.00	0.10
				1.02	有り	1.80	0.10
				0.90	有り	1.60	0.10
				0.74	有り	1.35	0.10
				0.59	有り	1.10	0.10
				0.55	有り	0.90	0.10
			経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10
		補助事業等支援融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
				1.14	有り	2.00	0.10
				1.02	有り	1.80	0.10
				0.90	有り	1.60	0.10
				0.74	有り	1.35	0.10
				0.59	有り	1.10	0.10
				0.55	有り	0.90	0.10
		Light and the second	経営安定関連等	0.10	無し	0.90	0.10
		産業活性化融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
				1.14	有り	2.00	0.10
				1.02	有り	1.80	0.10
				0.90	有り	1.60	0.10
				0.74	有り	1.35	0.10
				0.59	有り	1.10	0.10
			57 N/	0.55	有り	0.90	0.10
			経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10
		事業再生支援融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
				1.14	有り	2.00	0.10
				1.02	有り	1.80	0.10
				0.90	有り	1.60	0.10
				0.74	有り	1.35	0.10
				0.59	有り	1.10	0.10
			₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩	0.55	有り	0.90	0.10
			経営安定関連等	0.10	無し	0.90	0.10

			保 証	料率		基本保	協会
	保証料	の補給の対象となる融資制度	区 分	%	割別料	証料率	負担率
			区 刀	70	率適用	%	%
亚	; <u>;;</u>	災害復旧融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
平成	害			1.14	有り	2.00	0.10
18	対策			1.02	有り	1.80	0.10
年度分	特			0.90	有り	1.60	0.10
分	り			0.74	有り	1.35	0.10
	援		<u> </u>	0.59	有り	1.10	0.10
	響響			0.55	有り	0.90	0.10
	災害対策特別支援融資制度		経営安定関連等	0.10	無し	0.90	0.10
	度	災害対策特別融資	一般	0.00	無し	2.20	0.10
				0.00	無し	2.00	0.10
				0.00	無し	1.80	0.10
				0.00	無し	1.60	0.10
				0.00	無し	1.35	0.10
				0.00	無し	1.10	0.10
				0.00	無し	0.90	0.10
				0.00	無し	0.70	0.10
				0.00	無し	0.50	0.10
			経営安定関連等	0.00	無し	0.90	0.10
			激甚災害	0.00	無し	0.90	0.10

- 1 「割引料率適用」欄に「有り」とあるものは、日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及 び企業会計基準委員会が作成した「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成した ことを確認することができる中小企業者(個人事業者を除く。)について、表示料率より 0.1 パーセントを引き 下げる場合がある。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)第3条の3に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「経営安定関連等」とは、平成18年4月1日実施の信用保険料率見直しに当たり、料率が据え置かれた保険が付保される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「激甚災害」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律 第150号)の規定により、中小企業信用保険法による災害関連保証の特例が適用される場合をいう。
- 5 保証料率については、保証額に対する料率とする。

別表第2 (第3条、第5条、第6条関係) 高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率 (平成19年4月1日から平成19年 9月30日までの分)

0/1	оо н ж	((0)分)	/□ ⇒式	心 华		#/-	かへ
	/□=±\N	の状体の気をしまって可変地は		<u>料率</u> T	本il inini	基本保	協会
	1米証料	の補給の対象となる融資制度	区 分	%	割別料	証料率	負担率
		for Let I = = LVfe	An.	1.0=	率適用	%	%
平 成	経	無担保融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
成 19	営			1.14	有り	2.00	0.10
年	接			1.02	有り	1.80	0.10
年4月1日~平成	経営支援融資制度			0.90	有り	1.60	0.10
月 1	制			0.74	有り	1.35	0.10
Ė	度			0.59	有り	1.10	0.10
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\				0.55	有り	0.90	0.10
一成			特別小口	0.40	無し	0.90	0.10
19			経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10
年 9 月 30		小規模企業融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
月		経済変動対策融資		1.14	有り	2.00	0.10
		借換え融資		1.02	有り	1.80	0.10
日分		子育て支援企業融資		0.90	有り	1.60	0.10
),				0.74	有り	1.35	0.10
				0.59	有り	1.10	0.10
				0.55	有り	0.90	0.10
			経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10
		売掛債権担保融資	売掛債権担保	0.45	無し	0.85	0.10
		下請経営安定融資	特殊	1.06	有り	1.87	0.10
				0.96	有り	1.70	0.10
				0.85	有り	1.53	0.10
				0.75	有り	1.36	0.10
				0.62	有り	1.15	0.10
				0.49	有り	0.94	0.10
				0.45	有り	0.77	0.10
		季節融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
				1.14	有り	2.00	0.10
				1.02	有り	1.80	0.10
				0.90	有り	1.60	0.10
				0.74	有り	1.35	0.10
				0.59	有り	1.10	0.10
				0.55	有り	0.90	0.10
			経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10
				0.10	7 0	0.00	0.10

			保 証 料	 率		#/-	協会
	∤ 口言: 1	1の堵役の対象しなる動物制度		Ţ	割別料	基本保	負担
	1未証本	中の補給の対象となる融資制度	区分	%	率適用	証料率	率
					! [[%	%
亚.	特	中核企業支援融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
平成	別	起業化支援融資		1.14	有り	2.00	0.10
19	融资	新事業展開支援融資		1.02	有り	1.80	0.10
年4月1日~平成19	特別融資制度	環境保全促進融資		0.90	有り	1.60	0.10
月月	度	福祉関連事業支援融資		0.74	有り	1.35	0.10
				0.59	有り	1.10	0.10
<u> </u>				0.55	有り	0.90	0.10
一世			経営安定関連等	0.10	無し	0.90	0.10
19		地震災害防止対策融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
年				1.14	有り	2.00	0.10
年 9 月 30				1.02	有り	1.80	0.10
30				0.90	有り	1.60	0.10
日分				0.74	有り	1.35	0.10
73				0.59	有り	1.10	0.10
				0.55	有り	0.90	0.10
			経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10
		補助事業等支援融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
				1.14	有り	2.00	0.10
				1.02	有り	1.80	0.10
				0.90	有り	1.60	0.10
				0.74	有り	1.35	0.10
				0.59	有り	1.10	0.10
				0.55	有り	0.90	0.10
			経営安定関連等	0.10	無し	0.90	0.10
		産業活性化融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
				1.14	有り	2.00	0.10
				1.02	有り	1.80	0.10
				0.90	有り	1.60	0.10
				0.74	有り	1.35	0.10
				0.59	有り	1.10	0.10
				0.55	有り	0.90	0.10
			経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10
		事業承継融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
		事業再生支援融資		1.14	有り	2.00	0.10
				1.02	有り	1.80	0.10
				0.90	有り	1.60	0.10
				0.74	有り	1.35	0.10
				0.59	有り	1.10	0.10
				0.55	有り	0.90	0.10
			経営安定関連等	0.10	無し	0.90	0.10

			保 証	料率		基本保	協会
	保証料の	D補給の対象となる融資制度	区 分	%	割引料	証料率	負担率
			区分	70	率適用	%	%
亚	555	災害復旧融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
平成	害			1.14	有り	2.00	0.10
19	対策			1.02	有り	1.80	0.10
年 4	特			0.90	有り	1.60	0.10
4 月 1	別			0.74	有り	1.35	0.10
	接			0.59	有り	1.10	0.10
(災害対策特別支援融資制度			0.55	有り	0.90	0.10
平成			経営安定関連等	0.10	無し	0.90	0.10
19		災害対策特別融資	一般	0.00	無し	2.20	0.10
年 9 月 30				0.00	無し	2.00	0.10
月月				0.00	無し	1.80	0.10
				0.00	無し	1.60	0.10
日分				0.00	無し	1.35	0.10
				0.00	無し	1.10	0.10
				0.00	無し	0.90	0.10
				0.00	無し	0.70	0.10
				0.00	無し	0.50	0.10
			経営安定関連等	0.00	無し	0.90	0.10
			激甚災害	0.00	無し	0.90	0.10

- 1 「割引料率適用」欄に「有り」とあるものは、日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及 び企業会計基準委員会が作成した「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成した ことを確認することができる中小企業者(個人事業者を除く。)について、表示料率より 0.1 パーセントを引き 下げる場合がある。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)第3条の3に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「経営安定関連等」とは、平成18年4月1日実施の信用保険料率見直しに当たり、料率が据え置かれた保険が付保される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「激甚災害」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律 第150号)の規定により、中小企業信用保険法による災害関連保証の特例が適用される場合をいう。
- 5 保証料率については、保証額に対する料率とする。

別表第3(第3条、第5条、第6条関係)

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率 (平成 19 年 10 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの分)

/5	⊒ ⊒ ∵ 业	外の補給の対象となる融資制度	保証料率	<u>K</u>	基本保証料率	協会負	負担率
17	ド記にイ	407冊和り対象となる職員制度	区分	%	%	無担保(%)	有担保(%)
亚	経	無担保融資 (特別小口)	特別小口	0.40	0.90	0.	10
平成	経営支援		一般	1.07	1.90	0.09	0.10
19	文/	無担保融資(経済対策小口)		0.94	1.75	0.09	0.10
年 10	融	小規模企業融資		0.82	1.55	0.09	0.10
月	融資	経済変動対策融資		0.70	1.35	0.09	0.10
1 日	制度	借換え融資		0.55	1.15	0.09	0.10
日	及	子育て支援企業融資		0.46	1.00	0.09	0.10
<u>亚</u>				0.42	0.80	0.09	0.10
平成				0.36	0.60	0.	17
20				0.21	0.45	0.	17
年			特別 A	0.40	0.76	0.	09
3 月			特別 В	0.40	0.90	0.	
$\frac{1}{31}$		小口零細企業融資	小口零細	1.27	2.20	1	10
日				1.14	2.00		10
分				1.02	1.80		10
				0.90	1.60		10
				0.74	1.35		10
				0.59	1.10		10
				0.55	0.90	0.	10
			特別 A	0.40	0.90	0.	10
			特別 B	0.40	0.90	0.	10
		流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68	0.	08
		流動資産担保融資 下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0.09	0.10
				0.91	1.49	0.09	0.10
				0.80	1.32	0.09	0.10
				0.70	1.15	0.09	0.10
				0.57	0.98	0.09	0.10
				0.44	0.85	0.09	0.10
				0.40	0.68	0.09	0.10
		季節融資	短期	1.17	1.90	0.09	0.10
				1.04	1.75	0.09	0.10
				0.92	1.55	0.09	0.10
				0.80	1.35	0.09	0.10
				0.64	1.15	0.09	0.10
				0.50	1.00	0.09	0.10
				0.45	0.80	0.09	0.10
				0.40	0.60	0.	
				0.25	0.45		17
			特別A	0.40	0.76	 	09
			特別 B	0.40	0.90	0.	10

大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	保(%) .10 .10 .10 .10 .10 .10 .10
大成	.10 .10 .10 .10
19 存 10 存 10 存 10 月 1 1 1 1 1 1 1 1 1	.10 .10 .10 .10
19 存	.10 .10 .10
10 月 10 月 1 円 1 円 1 円 1 円 1 円 1 円 1 円 1 円 1 円 1	.10 .10
10 月 10 月 1 円 1 円 1 円 1 円 1 円 1 円 1 円 1 円 1 円 1	.10
1 日	
日	.10
事業承継融資事業再生支援融資 0.36 0.60 0.17 特別 A 0.10 0.76 0.09 特別 B 0.10 0.90 0.10 地震災害防止対策融資産業活性化融資 -般 1.07 1.90 0.09 0 0.82 1.55 0.09 0 0.70 1.35 0.09 0 0.46 1.00 0.09 0 0.42 0.80 0.09 0 0.36 0.60 0.17 0.21 0.45 0.17 特別 A 0.40 0.76 0.09 0 特別 B 0.40 0.90 0.10	
平成 20 年 3 月 31 日 分 事業再生支援融資 0.21 0.45 0.17 0.09 0.09 0.10 0.10 0.76 0.09 0.10 0.10 0.90 0.10 0.10 0.90 0.10 0.1	
特別 A	
年3月 31日 分 地震災害防止対策融資	
月 31 日分 産業活性化融資 0.94 1.75 0.09 0 0.82 1.55 0.09 0 0.70 1.35 0.09 0 0.46 1.00 0.09 0 0.42 0.80 0.09 0 0.36 0.60 0.17 特別 A 0.40 0.76 0.09 特別 B 0.40 0.90 0.10	
月 31 日 分 産業活性化融資 0.94 1.75 0.09 0 0.82 1.55 0.09 0 0.70 1.35 0.09 0 0.55 1.15 0.09 0 0.46 1.00 0.09 0 0.42 0.80 0.09 0 0.36 0.60 0.17 0.21 0.45 0.17 特別 A 0.40 0.76 0.09 特別 B 0.40 0.90 0.10	.10
日 分 日 分	.10
0.55	.10
0.55	.10
0.46	.10
0.36	.10
特別 A 0.21 0.45 0.17 特別 B 0.40 0.76 0.09 特別 B 0.40 0.90 0.10	.10
特別 A 0.40 0.76 0.09 特別 B 0.40 0.90 0.10	
特別 B 0.40 0.90 0.10	
災害復旧融資 一般 1.07 1.90 0.09 (0.94 1.75 0.09 (0.82 1.55 0.09 (0.70 1.35 0.09 (0.55 1.15 0.09 (0.46 1.00 0.09 (0.42 0.80 0.09 (0.36 0.60 0.17	
書対策 0.94 1.75 0.09 0 特別支援 0.70 1.35 0.09 0 少援 0.46 1.00 0.09 0 企 0.36 0.80 0.09 0 0.36 0.60 0.17	.10
対策 特別 支援 融 (20.82 1.55 0.09 (1.35 0.09 (.10
特別 支援 融 ※ 1 0.70 1.35 0.09 (0.09 0.09 0.09 0.09 0.09 0.09 0.0	.10
別 支援 融 資	.10
文援 0.46 1.00 0.09 (0.09) 融 0.42 0.80 0.09 0.09 0.36 0.60 0.17	.10
0.42	.10
	.10
「尽 0.00 0.00 0.11	
度	
特別 B 0.10 0.90 0.10	
災害対策特別融資 一般 0.00 1.90 0.09 (.10
	.10
	.10
	.10
0.00 1.15 0.09	.10
0.00 1.00 0.09	.10
	.10
	.10
	.10
特別 A 0.00 0.76 0.09	
特別 B 0.00 0.90 0.10	

- 1 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号) 第 3 条の 3 に規 定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)等、平成 18 年 4 月 1 日実施の信用保険料率見直しに当たり料率の弾力化が行われなかった保険に関わる保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに係るものに限る。)、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法 (平成 11 年法律第 131 号)第 24 条第 1 項に規定する創業関連保証、中小企業者の新たな事業活動の促進に関する法律(平成 11 年法律第 18 号)第 4 条第 1 項に規定する創業等関連保証及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和 37 年法律第 150 号)第 12 条第 1 項に既定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 6 無担保融資(特別小口)又は災害対策特別融資を除く融資は、日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会が作成した「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認することができる中小企業者(個人事業者を除く。)については、協会が割り引きし、保証料率を表示料率から0.1パーセント引き下げる場合がある。

別表第4(第3条、第5条、第6条関係)

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率(平成20年度分)

			保証料率		基本保証料率		負担率
1	呆証	E料の補給の対象となる融資制度	区分	%	%	無担保(%)	
		特別小口融資	特別小口	0.40	0.90	0.	10
平成	経営支援融資	小規模企業融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10
及 20	五日	経済変動対策融資	/4X	0.94	1.75	0.09	0.10
年	援	借換え融資		0.82	1.55	0.09	0.10
年度分	融	子育て支援企業融資		0.70	1.35	0.09	0.10
分	貧制			0.55	1.15	0.09	0.10
	度			0.46	1.00	0.09	0.10
				0.42	0.80	0.09	0.10
				0.36	0.60	0.	
				0.21	0.45	0.	17
			特別 A	0.40	0.76	0.	09
			特別 B	0.40	0.90	0.	10
		小口零細企業融資	小口零細	1.27	2.20	1	10
				1.14	2.00		10
				1.02	1.80	0.	10
				0.90	1.60	0.	10
				0.74	1.35	0.	10
				0.59	1.10	0.	10
				0.55	0.90	0.	10
			特別A	0.40	0.90	0.	10
			特別 B	0.40	0.90	0.	10
		安心実現のための高知県緊急融資	緊急	0.30	0.80	0.	09
				0.25	0.80	0.	09
		流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68	0.	08
		下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0.09	0.10
				0.91	1.49	0.09	0.10
				0.80	1.32	0.09	0.10
				0.70	1.15	0.09	0.10
				0.57	0.98	0.09	0.10
				0.44	0.85	0.09	0.10
			L	0.40	0.68	0.09	0.10
		季節融資	短期	1.17	1.90	0.09	0.10
				1.04	1.75	0.09	0.10
				0.92	1.55	0.09	0.10
				0.80	1.35	0.09	0.10
				0.64	1.15	0.09	0.10
				0.50	1.00	0.09	0.10
				0.45	0.80	0.09	0.10
				0.40	0.60	0.	
			4+ DI A	0.25	0.45	0.	
			特別 A	0.40	0.76		09
			特別 B	0.40	0.90	0.	10

/	フ≒ナ火1、	の補給の対象となる融資制度	保証制	斗率	基本保証料率	協会負	負担率
1/2	た正介で	の開始の対象となる触負刑及	区分	%	%	無担保(%)	有担保(%)
亚	d.t.	中核企業支援融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10
平成	特別融資制度	産業活性化融資		0.94	1.75	0.09	0.10
20	融	商業・観光業支援融資		0.82	1.55	0.09	0.10
年	資	事業環境整備促進融資		0.70	1.35	0.09	0.10
年度分	制	経営革新等支援融資		0.55	1.15	0.09	0.10
),	及	創業等支援融資(創業C)		0.46	1.00	0.09	0.10
		新事業展開支援融資		0.42	0.80	0.09	0.10
		事業承継融資		0.36	0.60	0.	17
		事業再生支援融資		0.21	0.45	0.	17
			特別A	0.10	0.76	0.	09
			特別 B	0.10	0.90	0.	10
			海外投資	0.55	1.14	0.09	0.10
		特定信用状関連融資	短期	1.17	1.90	0.09	0.10
				1.04	1.75	0.09	0.10
				0.92	1.55	0.09	0.10
				0.80	1.35	0.09	0.10
				0.64	1.15	0.09	0.10
				0.50	1.00	0.09	0.10
				0.45	0.80	0.09	0.10
				0.40	0.60	0.	17
				0.25	0.45	0.	17
		創業等支援融資(創業A)	創業	0.10	0.85	0.	10
		創業等支援融資(創業B)	創業等	0.10	0.90	0.	10
		事業再生円滑化融資	円滑化	1.07	1.76	0.	08
			特別小口	0.10	0.90	0.	10
	災	災害復旧融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10
	災害対策特別	人日区山間		0.94	1.75	0.09	0.10
	河 第			0.82	1.55	0.09	0.10
	特			0.70	1.35	0.09	0.10
	別			0.55	1.15	0.09	0.10
	支援融資制度			0.46	1.00	0.09	0.10
	融			0.42	0.80	0.09	0.10
	資			0.36	0.60	0.	17
	制			0.21	0.45	0.	17
	泛		特別A	0.10	0.76	0.	09
			特別B	0.10	0.90	0.	10
		災害対策特別融資	一般	0.00	1.90	0.09	0.10
				0.00	1.75	0.09	0.10
				0.00	1.55	0.09	0.10
				0.00	1.35	0.09	0.10
				0.00	1.15	0.09	0.10
				0.00	1.00	0.09	0.10
				0.00	0.80	0.09	0.10
				0.00	0.60	0.09	0.10
				0.00	0.45	0.09	0.10
			特別 A	0.00	0.76	0.	09
			特別B	0.00	0.90	0.	10

- 1 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)第 3 条の 3 に規 定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)等、平成 18 年 4 月 1 日実施の信用保険料率見直しに当たり料率の弾力化が行われなかった保険に関わる保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに係るものに限る。)及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)第 12 条第 1 項に既定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 6 「区分」欄の「緊急」とは、国が定める原材料価格高騰対応等緊急保証が付される場合をいう。
- 7 「区分」欄の「創業」とは、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成 11 年法 律第 131 号) 第 33 条第 1 項に規定する創業関連保証が適用される場合をいう。
- 8 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成 11 年法律第 18 号)年第 4 条第 1 項に規定する創業等関連保証が適用される場合をいう。
- 9 「区分」欄の「円滑化」とは、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第 51 条に 規定する事業再生円滑化関連保証が適用される場合をいう。
- 10 「区分」欄の「海外投資」とは、中小企業信用保険法第3条の7に規定する海外投資関係保険が付される場合をいう。
- 11 日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会が作成した「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認することができる中小企業者については、協会が割り引きし、保証料率を表示料率から 0.1 パーセント引き下げる場合がある。ただし、個人事業者である場合を除く。

別表第5 (第3条、第5条、第6条関係)

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率(平成21年度分)

	/m ===		保証料率	₫	基本保証料率	協会負	負担率
1		E料の補給の対象となる融資制度	区分	%	%	無担保(%)	
平	経	特別小口融資 小規模企業融資 経済変動対策融資 借換え融資 子育て支援企業融資	特別小口	0.40	0.90	0.1	10
平 成 2	営士	小規模企業融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10
1 1	接	経済変動対策融資	/4×	0.94	1.75	0.09	0.10
年	融	借換え融資		0.82	1.55	0.09	0.10
年度分	資出	子育て支援企業融資		0.70	1.35	0.09	0.10
ガ	一一度			0.55	1.15	0.09	0.10
				0.46	1.00	0.09	0.10
				0.42	0.80	0.09	0.10
				0.36	0.60	0.	17
				0.21	0.45	0.	17
			特別A	0.40	0.90	0.	10
			特別 B	0.55	1.14	0.09	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0.09	0.10
			特別 D	0.40	0.76	0.0	09
		小口零細企業融資	小口零細	1.27	2.20	0.1	10
				1.14	2.00	0.1	10
				1.02	1.80	0.	10
				0.90	1.60	0.	10
				0.74	1.35	0.	10
				0.59	1.10	0.	10
				0.55	0.90	0.	10
			特別A	0.40	0.90	0.	10
			特別 D	0.40	0.90	0.1	10
		安心実現のための高知県緊急融資	緊急	0.30	0.80	0.0	00
				0.25	0.80	0.0	00
		圣済危機対応資金繰り	一般	1.07	1.90	0.00	0.10
		円滑化		0.94	1.75	0.00	0.10
		融資		0.82	1.55	0.00	0.10
				0.70	1.35	0.00	0.10
				0.55	1.15	0.00	0.10
				0.46	1.00	0.00	0.10
				0.42	0.80	0.00	0.10
				0.36	0.60	0.00	0.10
				0.21	0.45	0.00	0.10
			 特別 A	0.40	0.90	0.00	'
			特別 B			0.00	,
				0.55	1.14		0.10
			特別C	0.50	1.06	0.00	0.10
		\+-1\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	特別D	0.40	0.76	0.0	
		流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68	0.0	
		下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0.09	0.10
				0.91	1.49	0.09	0.10
				0.80	1.32	0.09	0.10
				0.70	1.15	0.09	0.10
				0.57	0.98	0.09	0.10
				0.44	0.85	0.09	0.10
	<u> </u>			0.40	0.68	0.09	0.10

/ ₽ :	証料の補給の対象となる融資制度	保証料率		基本保証料率	協会負	負担率
不	証件の無品の対象となる触負刑及	区分	%	%	無担保(%)	有担保(%)
亚系	x 季節融資	短期	1.17	1.90	0.09	0.10
平成21年度分	다. 수 위기		1.04	1.75	0.09	0.10
2 3			0.92	1.55	0.09	0.10
1 技	党 6		0.80	1.35	0.09	0.10
度質	쓰 즐		0.64	1.15	0.09	0.10
分串	ij		0.50	1.00	0.09	0.10
月月	FZ .		0.45	0.80	0.09	0.10
			0.40	0.60	0.	17
			0.25	0.45	0.	17
		特別 A	0.40	0.90	0.	10
		特別 D	0.40	0.76	0.	09

	D ≅工业I	の対処の対角しわる動次制序	保証料	 学率	基本保証料率		
1-	木趾代	の補給の対象となる融資制度	区分	%	%	無担保(%)	有担保(%)
77.		中核企業支援融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10
平 成	特別	産業活性化融資		0.94	1.75	0.09	0.10
2	一一一一一	商業・観光業支援融資		0.82	1.55	0.09	0.10
1	特別融資制度	事業環境整備促進融資		0.70	1.35	0.09	0.10
年度分	制	経営革新等支援融資		0.55	1.15	0.09	0.10
分	医	創業等支援融資(創業C)		0.46	1.00	0.09	0.10
		新事業展開支援融資		0.42	0.80	0.09	0.10
		事業承継融資		0.36	0.60	0.	
		事業再生支援融資		0.21	0.45	0.	17
			特別A	0.10	0.90	0.	10
			特別 B	0.55	1.14	0.09	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0.09	0.10
			特別 D	0.10	0.76	0.0)9
		特定信用状関連融資	短期	1.17	1.90	0.09	0.10
				1.04	1.75	0.09	0.10
				0.92	1.55	0.09	0.10
				0.80	1.35	0.09	0.10
				0.64	1.15	0.09	0.10
				0.50	1.00	0.09	0.10
				0.45	0.80	0.09	0.10
				0.40	0.60	0.	17
				0.25	0.45	0.	17
		創業等支援融資(創業A)	創業	0.10	0.85	0.	10
		創業等支援融資(創業B)	創業等	0.10	0.90	0.1	10
		事業再生円滑化融資	円滑化	1.07	1.76	0.0	08
			特別小口	0.10	0.90	0.	
		災害復旧融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10
	災害対策		7,500	0.94	1.75	0.09	0.10
	計			0.82	1.55	0.09	0.10
	第			0.70	1.35	0.09	0.10
				0.55	1.15	0.09	0.10
	別			0.46	1.00	0.09	0.10
	接			0.42	0.80	0.09	0.10
	融			0.36	0.60	0.	17
	特別支援融資制度			0.21	0.45	0.	17
	刑度		特別 A	0.10	0.90	0.	10
			特別 B	0.55	1.14	0.09	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0.09	0.10
			特別D	0.10	0.76	0.0	
		災害対策特別融資	一般	0.00	1.90	0.09	0.10
		2	1,20	0.00	1.75	0.09	0.10
				0.00	1.55	0.09	0.10
				0.00	1.35	0.09	0.10
				0.00	1.15	0.09	0.10
				0.00	1.00	0.09	0.10
				0.00	0.80	0.09	0.10
				0.00	0.60	0.09	0.10
				0.00	0.45	0.09	0.10
			特別 A	0.00	0.90	0.	
			特別B	0.00	1.14	0.09	0.10
			特別 С	0.00	1.06	0.09	0.10
			特別D	0.00	0.76	0.05	
	1		[14 W1 D	0.00	0.10	1.0.0	J U

- 1 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号) 第 3 条の 3 に規 定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「緊急」とは、国が定める景気対応緊急保証が付される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「創業」とは、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成 11 年法律第 131 号)(以下「産活法」という。)第 33 条第 1 項に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 6 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成 11 年法律第 18 号)第4条第1項に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 7 「区分」欄の「事業再生円滑化」とは、産活法第 51 条に規定する事業再生円滑化関連保証が付される場合をいう。
- 8 「区分」欄の「特別A」とは、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証(同法第2条第5項第1号から第6号までのいずれかに係るものに限る。)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150条)第12条第1項に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 9 「区分」欄の「特別B」とは、中小企業信用保険法第3条の5に規定する公害防止保険、同法第3条の6に規定するエネルギー対策保険、同法第3条の7に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法(昭和48年法律101号)第4条第6項に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)第6条第1項に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 10 「区分」欄の「特別C」とは、中小企業信用保険法第3条の8に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別D」とは、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証(同法第2 11 条第5項第7号又は第8号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機 会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)第10条第1項に規定す る労働力確保関連保証、中小小売商業振興法(昭和 48 年法律第 101 号)第5条の3第1項に規定す る中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振 興に関する法律(平成4年法律第88号)第6条第1項に規定する地域伝統芸能等関連保証、流通業務の 総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)第13条第1項に規定する流通業務総合 効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律(平成 10 年法律第 92 号)第 43 条第 1 項に規定する 中心市街地商業等活性化関連保証、同条第3項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中 小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第13条第1項に規定する経営革新関連保証、同条第3 項に規定する異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する 法律(平成 18 年法律第 33 号)第 7 条第 1 項に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域 産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成 19 年法律第 39 号)第8条第1項に規定する地 域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関 する法律(平成19年法律第40号)第18条第1項に規定する地域産業集積関連保証及び中小企業者と農 林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)第8条第1項に規定 する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対 象となる保証が適用される場合(1から10までに定める場合を除く。)をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

別表第6 (第3条、第5条、第6条関係)

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率(平成22年度分)

	促訂判の諸公の社会したて副次制庁		保証料率	<u> </u>	基本保証料率	協会負担率		
1		E料の補給の対象となる融資制度	区分	%	%	無担保(%)		
平	経	特別小口融資 小規模企業融資 経済変動対策融資 借換え融資 子育て支援企業融資	特別小口	0.40	0.90	0.1	10	
平成22年度分	営士	小規模企業融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10	
$\frac{2}{2}$	接	経済変動対策融資	/4×	0.94	1.75	0.09	0.10	
年	融	借換え融資		0.82	1.55	0.09	0.10	
度	資出	子育て支援企業融資		0.70	1.35	0.09	0.10	
ガ	一一度			0.55	1.15	0.09	0.10	
				0.46	1.00	0.09	0.10	
				0.42	0.80	0.09	0.10	
				0.36	0.60	0.	17	
				0.21	0.45	0.	17	
			特別 A	0.40	0.90	0.	10	
			特別 B	0.55	1.14	0.09	0.10	
			特別 C	0.50	1.06	0.09	0.10	
			特別 D	0.40	0.76	0.0	09	
		小口零細企業融資	小口零細	1.27	2.20	0.1	10	
				1.14	2.00	0.1	10	
				1.02	1.80	0.	10	
				0.90	1.60	0.	10	
				0.74	1.35	0.	10	
				0.59	1.10	0.	10	
				0.55	0.90	0.	10	
			特別 A	0.40	0.90	0.	10	
			特別 D	0.40	0.90	0.1	10	
		安心実現のための高知県緊急融資	緊急	0.30	0.80	0.0	00	
				0.25	0.80	0.0	00	
		経済危機対応資金繰り	一般	1.07	1.90	0.00	0.10	
		円滑化融資		0.94	1.75	0.00	0.10	
				0.82	1.55	0.00	0.10	
				0.70	1.35	0.00	0.10	
				0.55	1.15	0.00	0.10	
				0.46	1.00	0.00	0.10	
				0.42	0.80	0.00	0.10	
				0.36	0.60	0.00	0.10	
				0.21	0.45	0.00	0.10	
			 特別 A	0.40	0.90	0.00	'	
			19799 A 特別 B	0.40	1.14	0.00	0.10	
			<u>やから</u> 特別 C				<u> </u>	
				0.50	1.06	0.00	0.10	
		\t+4\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	特別D	0.40	0.76	0.0		
		流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68	0.0		
		下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0.09	0.10	
				0.91	1.49	0.09	0.10	
				0.80	1.32	0.09	0.10	
				0.70	1.15	0.09	0.10	
				0.57	0.98	0.09	0.10	
				0.44	0.85	0.09	0.10	
	<u> </u>			0.40	0.68	0.09	0.10	

	₽≇ਜ	料の補給の対象となる融資制度	保証料率		基本保証料率	協会負	負担率
1			区分	%	%	無担保(%)	有担保(%)
平	怒	季節融資	短期	1.17	1.90	0.09	0.10
成	経営支援融資制度			1.04	1.75	0.09	0.10
2	支			0.92	1.55	0.09	0.10
2 年	援融			0.80	1.35	0.09	0.10
上 度	船			0.64	1.15	0.09	0.10
分	制			0.50	1.00	0.09	0.10
	度			0.45	0.80	0.09	0.10
				0.40	0.60	0.	17
				0.25	0.45	0.	17
			特別 A	0.40	0.90	0.	10
			特別 D	0.40	0.76	0.	09

	D ≅工业I	の補給の対象となる融資制度	保証料		基本保証料率	協会負	担率
12	木皿竹	♥フffiネロ♥クタタゑとはる隙具削皮	区分	%	%	無担保(%)	有担保(%)
平	特	中核企業支援融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10
成	川町	産業活性化融資		0.94	1.75	0.09	0.10
22年度分	特別融資制	商業・観光業支援融資		0.82	1.55	0.09	0.10
2 年	制	事業環境整備促進融資		0.70	1.35	0.09	0.10
度	度	経営革新等支援融資		0.55	1.15	0.09	0.10
分		創業等支援融資(創業C)		0.46	1.00	0.09	0.10
		新事業展開支援融資		0.42	0.80	0.09	0.10
		事業承継融資		0.36	0.60	0.1	17
		事業再生支援融資		0.21	0.45	0.	17
			特別A	0.10	0.90	0.	10
			特別 B	0.55	1.14	0.09	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0.09	0.10
			特別 D	0.10	0.76	0.0)9
		特定信用状関連融資	短期	1.17	1.90	0.09	0.10
				1.04	1.75	0.09	0.10
				0.92	1.55	0.09	0.10
				0.80	1.35	0.09	0.10
				0.64	1.15	0.09	0.10
				0.50	1.00	0.09	0.10
				0.45	0.80	0.09	0.10
				0.40	0.60	0.	17
				0.25	0.45	0.	17
		創業等支援融資(創業A)	創業	0.10	0.85	0.	10
		創業等支援融資(創業B)	創業等	0.10	0.90	0.1	10
		事業再生円滑化融資	円滑化	1.07	1.76	0.0	08
			特別小口	0.10	0.90	0.	
	災	災害復旧融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10
	災害対策特	ЛПИЛ	/42	0.94	1.75	0.09	0.10
	対			0.82	1.55	0.09	0.10
	R 特			0.70	1.35	0.09	0.10
				0.55	1.15	0.09	0.10
	支			0.46	1.00	0.09	0.10
	仮 融			0.42	0.80	0.09	0.10
	別支援融資制度			0.36	0.60	0.	
	制			0.21	0.45	0.1	17
	度		特別 A	0.10	0.90	0.	10
			特別 B	0.55	1.14	0.09	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0.09	0.10
			特別 D	0.10	0.76	0.00	
		災害対策特別融資	一般	0.00	1.90	0.09	0.10
		> H /4/N 13/N 11/N 11/N M	^#^	0.00	1.75	0.09	0.10
				0.00	1.55	0.09	0.10
				0.00	1.35	0.09	0.10
				0.00	1.15	0.09	0.10
				0.00	1.00	0.09	0.10
				0.00	0.80	0.09	0.10
				0.00	0.60	0.09	0.10
				0.00	0.45	0.09	0.10
			特別A	0.00	0.90	0.	
			特別B	0.00	1.14	0.09	0.10
			特別 С	0.00	1.06	0.09	0.10
			特別 D	0.00	0.76	0.09	
		1	1寸か1 D	0.00	0.70	1 0.0	JÜ

- 1 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号) 第 3 条の 3 に規 定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「緊急」とは、国が定める景気対応緊急保証が付される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「創業」とは、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成 11 年法律第 131 号)(以下「産活法」という。)に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 6 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成 11 年法律第 18 号)に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 7 「区分」欄の「事業再生円滑化」とは、産活法に規定する事業再生円滑化関連保証が付される場合をいう。
- 8 「区分」欄の「特別A」とは、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証(同法第2条第5項第1号から第6号までのいずれかに係るものに限る。)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 9 「区分」欄の「特別B」とは、中小企業信用保険法第3条の5に規定する公害防止保険、同法第3条の6に規定するエネルギー対策保険、同法第3条の7に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 10 「区分」欄の「特別C」とは、中小企業信用保険法第3条の8に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 11 条第5項第7号又は第8号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機 会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)に規定する労働力確保 関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の 実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成4年法律第88号)に規定する地域伝統 芸能等関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)に規定 する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律(平成 10 年法律 92 号)に規定 する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業の新たな 事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中 小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成18年法律第33号)に規定する特定研究開 発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成 19 年法律 第 39 号) に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積 の形成及び活性化に関する法律に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との 連携による事業活動の促進に関する法律(平成 20 年法律第 38 号)に規定する農商工等連携関連保証 等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される 場合(1 から 10 までに定める場合を除く。)をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

別表第7(第3条、第5条、第6条関係)

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率(平成23年度分)

				保証料率			協会	負担率
1	保証	E料の補給の対象とな	る融資制度			基本保証料率	無担保	
				区分	%	%	(%)	有担保(%)
77	۷∀	平成 23 年度	(7年)	緊急 7	0.49	1.90	0.00	0.10
平成	経営		/	314,104	0.46	1.75	0.00	0.10
2	旻	安心実現のための 高知県緊急融資			0.40	1.55	0.00	0.10
2 3	援	四州八州心园具			0.35	1.35	0.00	0.10
年	融				0.30	1.15	0.00	0.10
年度分	融資制				0.26	1.00	0.00	0.10
	度				0.21	0.80	0.00	0.10
					0.16	0.60	0.00	0.10
			!		0.12	0.45	0.00	0.10
			i !	特別 A	0.30	0.90		.00
				特別 В	0.55	1.14	0.00	0.10
				特別 С	0.50	1.06	0.00	0.10
				特別 D	0.30	0.76		.00
			(10年)	緊急 10	0.42	1.90	0.00	0.10
			(10 - /	不心 10	0.42	1.75	0.00	0.10
			1		0.34	$\frac{1.75}{1.55}$	0.00	0.10
					0.34	1.35	0.00	0.10
			i !		0.30	1.15	0.00	0.10
					0.23	1.00	0.00	0.10
			i i i		0.22	0.80	0.00	0.10
			1		0.13	0.60	0.00	0.10
					0.11	0.45	0.00	0.10
			i !	 特別 A	0.25	0.90		.00
				特別 B	0.55	1.14	0.00	0.10
				特別 С	0.50	1.06	0.00	0.10
				特别 D				
		性加力口動次	i	特別小口	0.25	0.76		00
		特別小口融資		<u> </u>	0.40	0.90		10
		小規模企業融資		一般	1.07	1.90	0.09	0.10
		経済変動対策融資			0.94	1.75	0.09	0.10
		借換え融資			0.82	1.55	0.09	0.10
					0.70	1.35	0.09	0.10
					0.55	1.15	0.09	0.10
					$0.46 \\ 0.42$	1.00 0.80	0.09	0.10
					0.42	0.60		0.10 17
					0.36	0.60		.17
				+	0.40	0.45		10
					+			T
				特別B	0.55	1.14	0.09	0.10
				特別C	0.50	1.06	0.09	0.10
		I → 冊 ⋅		特別D	0.40	0.76		09
		小口零細企業融資		小口零細	1.27	2.20		10
					1.14	2.00		10
					1.02	1.80		10
					0.90	1.60		10
					0.74	1.35		10
					0.59	1.10		10
				 社口 A	0.55	0.90		10
				特別A	0.40	0.90		10
				特別 D	0.40	0.90	0.	.10

平成23年度分	証料の補給の対象となる融資制度 流動資産担保融資	区分	0/	0/		
平成2	, 流動資産担保融資		%	%	無担保(%)	有担保(%)
成党	[[加势民生]] [[[[]]]	流動資産担保	0.36	0.68	0.0	08
2 =	下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0.09	0.10
$\frac{1}{3}$			0.91	1.49	0.09	0.10
1年記	え 申┃		0.80	1.32	0.09	0.10
年度分			0.70	1.15	0.09	0.10
分片			0.57	0.98	0.09	0.10
1	٤		0.44	0.85	0.09	0.10
			0.40	0.68	0.09	0.10
	季節融資	短期	1.17	1.90	0.09	0.10
			1.04	1.75	0.09	0.10
			0.92	1.55	0.09	0.10
			0.80	1.35	0.09	0.10
			0.64	1.15	0.09	0.10
			0.50	1.00	0.09	0.10
			0.45	0.80	0.09	0.10
			0.40	0.60	0.	
		dt put a	0.25	0.45	0.	
		特別A	0.40	0.90	0.	
		特別D	0.40	0.76	0.0	
4	中核企業支援融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10
	産業活性化融資		0.94	1.75	0.09	0.10
Į Ž	事業環境整備促進融資		0.82	1.55	0.09	0.10
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	[創業等支援融資(創業C)		0.70	1.35	0.09	0.10
E	打爭美展開文援熈貨		0.55	1.15	0.09	0.10
	事業再生支援融資		0.46	1.00	0.09	0.10
			0.42	0.80	0.09	0.10
			0.36	0.60	0.	
		det □ I A	0.21	0.45	0.	
		特別A	0.10	0.90	0.	
		特別B	0.55	1.14	0.09	0.10
		特別 C	0.50	1.06	0.09	0.10
		特別 D	0.10	0.76	0.0	
	創業等支援融資(創業A)	創業	0.10	0.85	0.	10
	創業等支援融資(創業 B)	創業等	0.10	0.90	0.	10
ジョンタ 年 万三十 唇音 月月	災害対策特別融資	特別 A	0.00	0.90	0.0	00

- 1 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)第 3 条の 3 に規 定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「創業」とは、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成 11 年法律第 131 号。以下「産活法」という。)に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成 11 年法律第 18 号)に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 6 「区分」欄の「特別A」とは、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証(同法第2条第5項第1号から第6号までのいずれかに係るものに限る。)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 7 「区分」欄の「特別B」とは、中小企業信用保険法第3条の5に規定する公害防止保険、同法第3条の6に規定するエネルギー対策保険、同法第3条の7に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 8 「区分」欄の「特別C」とは、中小企業信用保険法第3条の8に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第5項第7号又は第8号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機 会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57条)に規定する労働力確 保関連保証、中小小売商業振興法(昭和 48 年法律第 101 号)に規定する中小小売商業関連保証、地 域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成4年法 律第 88 号)に規定する地域伝統芸能等関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 (平成 17 年法律第 85 号) に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法 律(平成 10 年法律第 92 号)に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性 化支援関連保証、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新関連保証、異分 野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成 18 年 法律第33号)に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活 動の促進に関する法律(平成 19 年法律第 39 号)に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立 地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)に 規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関す る法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任 共有制度の対象となる保証が適用される場合(1から8までに定める場合を除く。)をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

別表第8(第3条、第5条、第6条関係)

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率(平成24年度分)

	′□ ≑::	いりの状外の具色した	フラー次と日本	保証料率		基本保証料率	協会負	負担率
1	未乱	E料の補給の対象とな	る 融質 刑 及	区分	%	%	無担保(%)	有担保(%)
平	怒	安心実現のための	(7年)	緊急7	0.49	1.90	0	0.10
成		高知県緊急融資			0.46	1.75	0	0.10
2	支				0.40	1.55	0	0.10
24年度分	援融				0.35	1.35	0	0.10
一度	資				0.30	1.15	0	0.10
分	制度				0.26	1.00	0	0.10
	度				0.21	0.80	0	0.10
					0.16	0.60	0	0.10
					0.12	0.45	0	0.10
				特別A	0.30	0.90)
				特別 B	0.55	1.14	0	0.10
				特別 C	0.50	1.06	0	0.10
				特別 D	0.30	0.76	()
			(10年)	緊急 10	0.42	1.90	0	0.10
					0.39	1.75	0	0.10
					0.34	1.55	0	0.10
					0.30	1.35	0	0.10
					0.25	1.15	0	0.10
					0.22	1.00	0	0.10
					0.18	0.80	0	0.10
					0.13	0.60	0	0.10
					0.11	0.45	0	0.10
				特別 A	0.25	0.90)
				特別 B	0.55	1.14	0	0.10
				特別 C	0.50	1.06	0	0.10
				特別 D	0.25	0.76	()
		特別小口融資		特別小口	0.40	0.90	0	-
		小規模企業融資		一般	1.07	1.90	0	0.10
		経済変動対策融資			0.94	1.75	0	0.10
		借換え融資			0.82	1.55	0	0.10
					0.70	1.35	0	0.10
					0.55	1.15	0	0.10
					0.46	1.00	0	0.10
					0.42	0.80	0	0.10
					0.36	0.60	0	0.10
					0.21	0.45	0	0.10
				特別 A	0.40	0.90	()
				特別 B	0.55	1.14	0	0.10
				特別 С	0.50	1.06	0	0.10
				特別 D	0.40	0.76)
	<u> </u>			[N M D	0.40	0.70	<u>'</u>	J

	/□ =	正料の補給の対象となる融資制度	保証料率		基本保証料率	協会負	負担率
	1木記	正件の補品の対象となる融質制度	区分	%	%	無担保(%)	有担保(%)
平	紁	小口零細企業融資	小口零細	1.27	2.20	0	-
一成	営			1.14	2.00	0	-
2	支			1.02	1.80	0	-
成24年度分	経営支援融資制			0.90	1.60	0	-
一度	資			0.74	1.35	0	-
分	制			0.59	1.10	0	-
	度			0.55	0.90	0	-
				0.50	0.70	0	-
				0.30	0.50	0	-
			特別 A	0.40	0.90	0	<u>-</u>
			特別 D	0.40	0.90	0	-
		流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68	(C
		下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0	0.10
				0.91	1.49	0	0.10
				0.80	1.32	0	0.10
				0.70	1.15	0	0.10
				0.57	0.98	0	0.10
				0.44	0.85	0	0.10
				0.40	0.68	0	0.10
				0.35	0.51	0	0.10
				0.22	0.39	0	0.10
		季節融資	短期	1.17	1.90	0	0.10
				1.04	1.75	0	0.10
				0.92	1.55	0	0.10
				0.80	1.35	0	0.10
				0.64	1.15	0	0.10
				0.50	1.00	0	0.10
				0.45	0.80	0	0.10
				0.40	0.60	0	0.10
				0.25	0.45	0	0.10
			特別 A	0.40	0.90	()
			特別 D	0.40	0.76	(O

	/□ =:	での対外の気色したフ頭次則在	保証料率		基本保証料率	協会组	負担率
	1 計	E料の補給の対象となる融資制度	区分	%	%	無担保(%)	有担保(%)
亚	特	南海地震・節電対策融資	地震対策	0.34	1.90	0	0.10
平成	莂			0.31	1.75	0	0.10
2	別融資制			0.27	1.55	0	0.10
4 年	負制			0.24	1.35	0	0.10
年度分	度			0.20	1.15	0	0.10
分				0.18	1.00	0	0.10
				0.14	0.80	0	0.10
				0.12	0.60	0	0.10
				0.11	0.45	0	0.10
			特別 A	0.20	0.90	()
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.20	0.76	()
		中核企業支援融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
		産業活性化融資		0.94	1.75	0	0.10
		事業環境整備促進融資		0.82	1.55	0	0.10
		創業等支援融資(創業C)		0.70	1.35	0	0.10
		新事業展開支援融資		0.55	1.15	0	0.10
		事業再生支援融資		0.46	1.00	0	0.10
				0.42	0.80	0	0.10
				0.36	0.60	0	0.10
				0.21	0.45	0	0.10
			特別 A	0.10	0.90	()
			特別B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.10	0.76	()
		創業等支援融資(創業A)	創業	0.10	0.85	0	-
		創業等支援融資(創業B)	創業等	0.10	0.90	0	-

		保証料率		基本保証料率	協会	負担率
保証料の補給の対	象となる融資制度	区分	%	基本保証科学	無担保 (%)	有担保(%)
亚 災 災害復旧融資		一般	1.07	1.90	0	0.10
平 災 ^{灰 吾 復 旧 融 貸} 成 害 2 対			0.94	1.75	0	0.10
2 対			0.82	1.55	0	0.10
4 次			0.70	1.35	0	0.10
4 策 年 特 度 別 分 支			0.55	1.15	0	0.10
分 支			0.46	1.00	0	0.10
15			0.42	0.80	0	0.10
			0.36	0.60	0	0.10
制	平成24 手度分 災害対策 特別支援融資制度		0.21	0.45	0	0.10
		特別 A	0.10	0.90		0
		特別 B	0.55	1.14	0	0.10
		特別 C	0.50	1.06	0	0.10
		特別 D	0.10	0.76		0
災害対策特別層	融資	一般	0.00	1.90	0	0.10
			0.00	1.75	0	0.10
			0.00	1.55	0	0.10
			0.00	1.35	0	0.10
			0.00	1.15	0	0.10
			0.00	1.00	0	0.10
			0.00	0.80	0	0.10
			0.00	0.60	0	0.10
			0.00	0.45	0	0.10
		特別 A	0.00	0.90		0
		特別 B	0.00	1.14	0	0.10
		特別 C	0.00	1.06	0	0.10
		特別 D	0.00	0.76		0

- 1 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法(平成 25 年法律第 264 号) 第 3 条の 3 に規 定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「創業」とは、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成 11 年法律第 131 号。以下「産活法」という。)に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成 11 年法律第 18 号)に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 6 「区分」欄の「特別A」とは、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証(同法第2条第5項第1号から第6号までのいずれかに係るものに限る。)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
 - なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 7 「区分」欄の「特別B」とは、中小企業信用保険法第3条の5に規定する公害防止保険、同法第3条の6に規定するエネルギー対策保険、同法第3条の7に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 8 「区分」欄の「特別C」とは、中小企業信用保険法第3条の8に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 9 「区分」欄の「特別D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機

会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成4年法律第88号)に規定する地域伝統芸能等関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成18年法律第33号)に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(1から8までに定める場合を除く。)をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

別表第9 (第3条、第5条、第6条関係)

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率(平成25年度分)

4年記念(/)・神経(/)・対策となる闘争制度	会負担率 (%) 有担保(% 0.10 0.10 0.10 0.10 0.10
平 経 安心実現のための (7年) 緊急 7 0.49 1.90 0	0.10 0.10 0.10 0.10
十 柱 , , , , , , , ,	0.10 0.10 0.10
2 支 5 援 6 Reg 6 Reg 7 Reg 8 Reg 9 Reg 10.40 1.55 10.35 1.35 10.30 1.15 10.30 1.15 10.30 1.15 10.30 1.15 10.30 1.15 10.30 1.15 10.30 1.15 10.30 1.15 10.30 1.15 10.30 1.15 10.30 1.15 10.30 1.15 10.30 1.15 10.30 1.15 10.30 1.15 10.30 1.15 10.30 1.15 10.30 1.15 10.30 1.10 10.30 1.10 10.30 1.10 10.30 1.10 10.30 1.10 10.30 1.10 10.30 1.10 10.30 1.10 10.30 1.10 10.30 1.10 10.30 1.10 10.30 1.10 10.30 1.10	0.10 0.10
5 接 年 融 0.35 0.35 0.30 1.15 0	0.10
年 献	+
$\begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$	0.10
度 0.21 0.80 0	0.10
0.16 0.60 0	0.10
0.12 0.45 0	0.10
緊急 7 0.49 1.75 0	0.10
(経営力強化保証・ 0.46 1.55 0	0.10
責任共有) 0.40 1.35 0	0.10
0.35 1.15 0	0.10
0.30 1.00 0	0.10
0.26 0.80 0	0.10
0.21 0.60 0	0.10
0.16 0.45 0	0.10
0.12 0.45 0	0.10
	0.10
緊急 7 0.49 2.00 0	0.10
(経営力強化保証・ 0.46 1.80 0	0.10
責任共有対象外) 0.40 1.60 0	0.10
0.35 1.35 0	0.10
0.30 1.10 0	0.10
0.26 0.90 0	0.10
0.21 0.70 0	0.10
0.16 0.50 0	0.10
0.12 0.50 0	0.10
	0.10
特別 A 0.30 0.90	0
特別 B 0.55 1.14 0	0.10
特別 C 0.50 1.06 0	0.10
特別 D 0.30 0.76	0
(10年) 緊急 10 0.42 1.90 0	0.10
0.39 1.75 0	0.10
0.34 1.55 0	0.10
0.30 1.35 0	0.10
0.25 1.15 0	0.10
0.22 1.00 0	0.10
0.18 0.80 0	0.10
0.13 0.60 0	0.10
0.11 0.45 0	0.10

/ II :	it ik	しの対外の社会したフェ	动次出车	保証料率		基本保証料率	協会負	1担率
1木		∤の補給の対象となるネ	批 負刑及	区分	%	%	無担保(%)	有担保(%
亚	終	安心実現のための 高知県緊急融資	(10年)	緊急 10	0.42	1.75	0	0.10
成	営	高知県緊急融資		(経営力強化保証・	0.39	1.55	0	0.10
2	支			責任共有)	0.34	1.35	0	0.10
り 在	援融				0.30	1.15	0	0.10
平成25年度分	資				0.25	1.00	0	0.10
分	刑		İ		0.22	0.80	0	0.10
	度				0.18	0.60	0	0.10
					0.13	0.45	0	0.10
					0.11	0.45	0	0.10
					※ 0.25	※ 1.15	0	0.10
				緊急 10	0.42	2.00	0	0.10
			(経営力強化保証・	0.39	1.80	0	0.10	
			責任共有対象外)	0.34	1.60	0	0.10	
				0.30	1.35	0	0.10	
				0.25	1.10	0	0.10	
					0.22	0.90	0	0.10
					0.18	0.70	0	0.10
					0.13	0.50	0	0.10
			İ		0.11	0.50	0	0.10
					※ 0.25	※ 1.35	0	0.10
				 特別 A	0.25	0.90	0	<i>-</i>
				特別 B	0.55	1.14	0	0.10
				特別 C	0.50	1.06	0	0.10
				<u>やかし</u> 特別 D	0.30	0.76		
		性印点中面次	ĺ	特別小口			C	<u>'</u> !
		特別小口融資			0.40	0.90	0	0.10
		小規模企業融資 経済変動対策融資 借換え融資		一般	1.07	1.90	0	0.10
					0.94	1.75	0	0.10
					0.82	1.55	0	0.10
					0.70	1.35	0	0.10
					0.55	1.15	0	0.10
					0.46	1.00	0	0.10
					0.42	0.80	0	0.10
					0.36	0.60	0	0.10
				dit mal	0.21	0.45	0	0.10
				特別 A	0.40	0.90	C	
				特別 B	0.55	1.14	0	0.10
				特別 C	0.50	1.06	0	0.10
				特別 D	0.40	0.76	C)
		小口零細企業融資		小口零細	1.27	2.20	0	_
					1.14	2.00	0	 -
					1.02	1.80	0	-
					0.90	1.60	0	-
					0.74	1.35	0	-
					0.59	1.10	0	- -
					0.55	0.90	0]
					0.50	0.70	0	-
					0.30	0.50	0	-
				[55555555555555555555555555555555555555	1		F	1
				特別 A	0.40	0.90	0	i -

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率	協会負担率	
		区分	%	%	無担保(%)	有担保(%
経	流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68	0	
経営	下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0	0.10
支援			0.91	1.49	0	0.10
仮			0.80	1.32	0	0.10
営支援融資制			0.70	1.15	0	0.10
制度			0.57	0.98	0	0.10
及			0.44	0.85	0	0.10
			0.40	0.68	0	0.10
			0.35	0.51	0	0.10
			0.22	0.39	0	0.10
	季節融資	短期	1.17	1.90	0	0.10
			1.04	1.75	0	0.10
			0.92	1.55	0	0.10
			0.80	1.35	0	0.10
			0.64	1.15	0	0.10
			0.50	1.00	0	0.10
			0.45	0.80	0	0.10
			0.40	0.60	0	0.10
			0.25	0.45	0	0.10
		特別A	0.40	0.90	0	
		特別 D	0.40	0.76	0	
44.	J E E	地震・節電対策	0.34	1.90	0	0.10
特			0.31	1.75	0	0.10
別			0.27	1.55	0	0.10
融			0.24	1.35	0	0.10
資			0.20	1.15	0	0.10
制			0.18	1.00	0	0.10
度			0.14	0.80	0	0.10
			0.12	0.60	0	0.10
			0.11	0.45	0	0.10
		特別A	0.20	0.90	0	
		特別 B	0.55	1.14	0	0.10
		特別 C	0.50	1.06	0	0.10
		特別 D	0.20	0.76	0	
	中核企業支援融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
	産業活性化融資		0.94	1.75	0	0.10
	事業環境整備促進融資		0.82	1.55	0	0.10
	創業等支援融資(創業C)		0.70	1.35	0	0.10
	新事業展開支援融資		0.55	1.15	0	0.10
	事業再生支援融資		0.46	1.00	0	0.10
			0.42	0.80	0	0.10
			0.36	0.60	0	0.10
			0.21	0.45	0	0.10
		特別A	0.10	0.90	0	
		特別 B	0.55	1.14	0	0.10
		特別 С	0.50	1.06	0	0.10
		特別 D	0.10	0.76	0	1
	 創業等支援融資(創業A)	創業	0.10	0.85	0	-
	創業等支援融資(創業B)	創業等	0.10	0.90	0	<u> </u>

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率	協会負担率	
木	証件の補指の対象となる融質制度	区分	%	%	無担保(%)	有担保(%)
亚级	災害復旧融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
成害	r Î		0.94	1.75	0	0.10
2 対	f =		0.82	1.55	0	0.10
5 水	t È		0.70	1.35	0	0.10
平成25年度分災害対策特別支			0.55	1.15	0	0.10
分 支			0.46	1.00	0	0.10
1½ 融			0.42	0.80	0	0.10
			0.36	0.60	0	0.10
平成25年度分 災害対策特別支援融資制度] =		0.21	0.45	0	0.10
		特別 A	0.10	0.90	()
		特別 B	0.55	1.14	0	0.10
		特別 C	0.50	1.06	0	0.10
		特別 D	0.10	0.76	()
	災害対策特別融資	一般	0.00	1.90	0	0.10
			0.00	1.75	0	0.10
			0.00	1.55	0	0.10
			0.00	1.35	0	0.10
			0.00	1.15	0	0.10
			0.00	1.00	0	0.10
			0.00	0.80	0	0.10
			0.00	0.60	0	0.10
			0.00	0.45	0	0.10
		特別A	0.00	0.90	(
		特別 B	0.00	1.14	0	0.10
		特別 C	0.00	1.06	0	0.10
		特別 D	0.00	0.76	()

- 1 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号) 第 3 条の 3 に規 定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「創業」とは、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成 11 年法律第 131 号。以下「産活法」という。)に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成 11 年法律第 18 号)に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 6 「区分」欄の「特別A」とは、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証(同法第2条第5項第1号から第6号までのいずれかに係るものに限る。)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
 - なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 7 「区分」欄の「特別B」とは、中小企業信用保険法第3条の5に規定する公害防止保険、同法第3条の6に規定するエネルギー対策保険、同法第3条の7に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 8 「区分」欄の「特別C」とは、中小企業信用保険法第3条の8に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 9 「区分」欄の「特別D」とは、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証(同法第2条第5項第7号又は第8号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)に規定する労働力確

保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成4年法律第88号)に規定する地域伝統芸能等関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成18年法律第33号)に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(1から8までに定める場合を除く。)をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 10 「中小会計要領」に従って計算書類を作成している旨の税理士、公認会計士等による確認書類を協会に提出すると、表示料率より 0.1 パーセント割り引かれる場合がある。
- 11 別表第9の「保証料率」欄の「%」欄及び「基本保証料率」欄の※については、次のいずれかに該当 する場合について適用する。
 - ①個人その他法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
 - ②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
 - ③金融機関からの借入れ(当該保険関係に係るものに限る。)に係る連帯債務を負担する事業者

別表第10(第3条、第5条、第6条関係)

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率(平成26年度分)

		保信用体証励云に刈りる		保証料率	IA 关 177.2	基本保証料率	1	<u> </u>
,	保証料の補給の対象となる融資制度		区分 %		坐 杯似血杆牛	 		
		安心宝钼のための	(7年)	緊急 7	0.49	1.90	0	0.10
平成	経営	支加夫先のための 支知退緊刍融 答	(1+)	米心	0.46	1.75	0	0.10
_{万人} 2	全	印州宋心[東	İ		0.40	1.55	0	0.10
2 6	援	安心実現のための 高知県緊急融資	į Į		0.35	1.35	0	0.10
年	融		ļ		0.30	1.15	0	0.10
年度分	貧組		i i		0.26	1.00	0	0.10
),	度		į		0.20	0.80	0	0.10
			ļ		0.16	0.60	0	0.10
					0.12	0.45	0	0.10
			ļ	緊急 7	0.49	1.75	0	0.10
			i i	(経営力強化保	0.46	1.75	0	0.10
			İ	証・責任共有)	0.40	1.35	0	0.10
				証・貝任共作/	0.35	1.15	0	0.10
			ļ		0.30	1.00	0	0.10
			i i		0.26	0.80	0	0.10
			į Į		0.21	0.60	0	0.10
			ļ		0.21	0.45	0	0.10
			į		0.10	0.45	0	0.10
			į		% 0.30	×1.15	0	0.10
			ļ	緊急 7	0.49	2.00	0	0.10
				(経営力強化保		1.80	0	0.10
			ļ	証•責任共有対象	0.40	1.60	0	0.10
			İ	外)	0.35	1.35	0	0.10
				717	0.30	1.10	0	0.10
			ļ		0.26	0.90	0	0.10
			ļ		0.21	0.70	0	0.10
			Ì		0.16	0.50	0	0.10
			ļ		0.12	0.50	0	0.10
			İ		※ 0.30	※ 1.35	0	0.10
			ļ		0.30	0.90	 	0
] }	特別 В	0.55	1.14	0	0.10
			ļ	特別 С	0.50	1.06	0	0.10
			İ	特別 D	0.30	0.76	†	L
			(10 年)					0.10
			(10年)	緊急 10	0.42	1.90	0	0.10
			į		0.39	1.75	0	0.10
					0.34	1.55	0	0.10
]		0.30	1.35	0	0.10
					0.25	1.15	0	0.10
			İ		0.22	1.00	0	0.10
			<u> </u>		0.18	0.80	0	0.10
			}		0.13	0.60	0	0.10
			<u> </u>		0.11	0.45	0	0.10

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率	協会負担率			
		区分	%	%	無担保(%)	有担保(%)		
平	紁	安心実現のための	(10年)	緊急 10	0.42	1.75	0	0.10
成	営	高知県緊急融資		(経営力強化保	0.39	1.55	0	0.10
2	支援融資制		İ	証・責任共有)	0.34	1.35	0	0.10
6 年	援融			叫 貝口六石/	0.30	1.15	0	0.10
年度分	資				0.25	1.00	0	0.10
分	制		ļ		0.22	0.80	0	0.10
	度				0.18	0.60	0	0.10
					0.13	0.45	0	0.10
			i I		0.11	0.45	0	0.10
					3.25	※ 1.15	0	0.10
				緊急 10	0.42	2.00	0	0.10
			į į	(経営力強化保	0.39	1.80	0	0.10
			ļ	証•責任共有対象	0.34	1.60	0	0.10
				外)	0.30	1.35	0	0.10
			ļ		0.25	1.10	0	0.10
					0.22	0.90	0	0.10
					0.18	0.70	0	0.10
			i I		0.13	0.50	0	0.10
					0.11	0.50	0	0.10
					※ 0.25	※ 1.35	0	0.10
			İ	 特別 A	0.25	0.90	C)
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10	
				特別 C	0.50	1.06	0	0.10
				特別 D	0.25	0.76	C	
			<u> </u>	特別小口	0.40	0.90	0	-
		小規模企業融資 経済変動対策融資		一般	1.07	1.90	0	0.10
					0.94	1.75	0	0.10
		借換え融資	0.82		1.55	0	0.10	
			0.70		1.35	0	0.10	
					0.55	1.15	0	0.10
					0.46	1.00	0	0.10
					0.42	0.80	0	0.10
					0.36	0.60	0	0.10
					0.21	0.45	0	0.10
				 特別 A	0.40	0.90	C	
				特別 В	0.55	1.14	0	0.10
				特別C	0.50	1.06	0	0.10
				特別 D		0.76		
					0.40	2.20	0	<u>'</u> -
		小口零細企業融資		小口零細	1.27			
					1.14	2.00	0	- - -
					1.02	1.80	0	- -
					0.90	1.60	0	} -
					0.74	1.35	0	
					0.59	1.10	0	
					0.55	0.90	0	
					0.50	0.70	0	
				## DI A	0.30	0.50	0	
				特別A	0.40	0.90	0	
				特別 D	0.40	0.90	0	-

促試料の描绘の牡色しむて融次型中		保証料率		基本保証料率	協会負担率		
1米記	保証料の補給の対象となる融資制度		区分	%	%	無担保(%)	有担保(%)
	流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68	()	
平成26年度分経営支援融資制	下請経営安定融資		特殊	1.01	1.62	0	0.10
2 支				0.91	1.49	0	0.10
6 援				0.80	1.32	0	0.10
年度分				0.70	1.15	0	0.10
分制				0.57	0.98	0	0.10
度				0.44	0.85	0	0.10
				0.40	0.68	0	0.10
				0.35	0.51	0	0.10
				0.22	0.39	0	0.10
	季節融資			1.17	1.90	0	0.10
				1.04	1.75	0	0.10
				0.92	1.55	0	0.10
				0.80	1.35	0	0.10
				0.64	1.15	0	0.10
				0.50	1.00	0	0.10
				0.45	0.80	0	0.10
				0.40	0.60	0	0.10
				0.25	0.45	0	0.10
			特別 A	0.40	0.90	()
			特別 D	0.40	0.76	()
	産業振興計画推進融資 (7 年) (10 年)	(7年)) 緊急 7	0.49	1.90	0	0.10
特				0.46	1.75	0	0.10
特別融資			0.40	1.55	0	0.10	
資			0.35	1.35	0	0.10	
制			0.30	1.15	0	0.10	
度			0.26	1.00	0	0.10	
			0.21	0.80	0	0.10	
			0.16	0.60	0	0.10	
			0.12	0.45	0	0.10	
		特別 A	0.30	0.90	()	
		特別 B	0.55	1.14	0	0.10	
		特別 C	0.50	1.06	0	0.10	
		特別D	0.30	0.76	(
		+	0.42	1.90	0	0.10	
		/ 糸心 10	0.39	1.75	0	0.10	
			0.34	1.55	0	0.10	
			0.30	1.35	0	0.10	
			0.25	1.15	0	0.10	
			0.22	1.00	0	0.10	
			0.18	0.80	0	0.10	
			0.13	0.60	0	0.10	
			0.11	0.45	0	0.10	
		 特別 A	0.25	0.90	(
		İ	特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別C	0.50	1.06		0.10
				+		0	
		j	特別 D	0.25	0.76	(J

Á	'早.言;	E料の補給の対象となる融資制度	保証料率		基本保証料率	協会負	担率
	特南海地震・節電対策融資		区分	%	%	無担保(%)	有担保(%)
平	特	南海地震・節電対策融資	地震・節電対策	0.34	1.90	0	0.10
·成 2	别			0.31	1.75	0	0.10
2 6	別融資制度			0.27	1.55	0	0.10
年	貝制			0.24	1.35	0	0.10
年度分	度			0.20	1.15	0	0.10
分				0.18	1.00	0	0.10
				0.14	0.80	0	0.10
				0.12	0.60	0	0.10
				0.11	0.45	0	0.10
			特別 A	0.20	0.90	0	c
			特別B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.20	0.76	0	
		中核企業支援融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
		産業活性化融資	, , , ,	0.94	1.75	0	0.10
		事業環境整備促進融資		0.82	1.55	0	0.10
		創業等支援融資(創業C)		0.70	1.35	0	0.10
		 新事業展開支援融資		0.55	1.15	0	0.10
				0.46	1.00	0	0.10
		事業再生支援融資		0.42	0.80	0	0.10
				0.36	0.60	0	0.10
				0.21	0.45	0	0.10
			特別A	0.10	0.90	0	,
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.10	0.76	0	
		創業等支援融資(創業A)	創業	0.10	0.85	0	-
		創業等支援融資(創業B)	創業等	0.10	0.90	0	-
	333	災害復旧融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
				0.94	1.75	0	0.10
	対			0.82	1.55	0	0.10
	束特			0.70	1.35	0	0.10
	莂			0.55	1.15	0	0.10
	支			0.46	1.00	0	0.10
	害対策特別支援融資制度			0.42	0.80	0	0.10
	資			0.36	0.60	0	0.10
	制			0.21	0.45	0	0.10
	皮		特別 A	0.10	0.90	0	
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.10	0.76	0	

/PSTMの最外の最易しなり動次制度	保証料率		基本保証料率	協会負	担率
保証料の補給の対象となる融資制度	区分	%	%	無担保(%)	有担保(%)
平災災害対策特別融資	一般	0.00	1.90	0	0.10
成 客		0.00	1.75	0	0.10
成 (害) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注		0.00	1.55	0	0.10
6 策 年 特		0.00	1.35	0	0.10
		0.00	1.15	0	0.10
分支		0.00	1.00	0	0.10
		0.00	0.80	0	0.10
度 別支援融資制度		0.00	0.60	0	0.10
制制		0.00	0.45	0	0.10
	特別 A	0.00	0.90	0	
	特別 B	0.00	1.14	0	0.10
	特別 С	0.00	1.06	0	0.10
	特別 D	0.00	0.76	0	

(注)

- 1 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)第 3 条の 3 に規 - 定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「創業」とは、産業競争力強化法(平成 25 年法律第 98 号)に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成 11 年法律第 18 号)に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 6 「区分」欄の「特別A」とは、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証(同法第2条第5項第1号から第6号までのいずれかに係るものに限る。)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
 - なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 7 「区分」欄の「特別B」とは、中小企業信用保険法第3条の5に規定する公害防止保険、同法第3条の6に規定するエネルギー対策保険、同法第3条の7に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 8 「区分」欄の「特別C」とは、中小企業信用保険法第3条の8に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別D」とは、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証(同法第2 条第5項第7号又は第8号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機 会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)に規定する労働力確 保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事 の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成4年法律第88号)に規定する地域 伝統芸能等関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)に 規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律(平成 10 年法律第 92 号) に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業の 新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保 証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成18年法律第33号)に規定する特定 研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成 19 年法律第 39 号)に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における 産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成 19 年法律第 40 号)に規定する地域産業集積関連保証 並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携 関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適 用される場合(1から8までに定める場合を除く。)をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 10 「中小会計要領」に従って計算書類を作成している旨の税理士、公認会計士等による確認書類を協会に提出すると、表示料率より 0.1 パーセント割り引かれる場合がある。
- 11 別表第10の「保証料率」欄の「%」欄及び「基本保証料率」欄の※については、次のいずれかに該当する場合について適用する。
 - ①個人その他法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
 - ②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
 - ③金融機関からの借入れ(当該保険関係に係るものに限る。)に係る連帯債務を負担する事業者

別表第11(第3条、第5条、第6条関係)

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率(平成27年度分)

				保証料率		基本保証料率(1	負担率
1	呆証	E料の補給の対象となる融	資制度	区分	%	%		有担保(%)
	<i>t</i>	安心宝琪のための	(7年)	緊急 7	0.49	1.90	0	0.10
平成	経常	京知 <u>具</u> 聚刍融資	(1 +)	未心	0.46	1.75	0	0.10
2	专	的外外未心脉系			0.40	1.55	0	0.10
2 7	援	安心実現のための 高知県緊急融資			0.35	1.35	0	0.10
年	融				0.30	1.15	0	0.10
年度分	負制				0.26	1.00	0	0.10
),	度				0.21	0.80	0	0.10
					0.16	0.60	0	0.10
					0.12	0.45	0	0.10
				緊急 7	0.49	1.75	0	0.10
			i I	(経営力強化保	0.46	1.55	0	0.10
				証・責任共有)	0.40	1.35	0	0.10
				皿 人口(1)	0.35	1.15	0	0.10
			į		0.30	1.00	0	0.10
					0.26	0.80	0	0.10
					0.21	0.60	0	0.10
					0.16	0.45	0	0.10
					0.12	0.45	0	0.10
					※ 0.30	※ 1.15	0	0.10
				緊急 7	0.49	2.00	0	0.10
			i I	(経営力強化保	0.46	1.80	0	0.10
				証・責任共有対象	0.40	1.60	0	0.10
				外)	0.35	1.35	0	0.10
					0.30	1.10	0	0.10
					0.26	0.90	0	0.10
					0.21	0.70	0	0.10
					0.16	0.50	0	0.10
					0.12	0.50	0	0.10
					※ 0.30	※ 1.35	0	0.10
				特別 A	0.30	0.90	(0
				特別 B	0.55	1.14	0	0.10
				特別 C	0.50	1.06	0	0.10
				特別 D	0.30	0.76	(0
			(10年)	緊急 10	0.42	1.90	0	0.10
					0.39	1.75	0	0.10
					0.34	1.55	0	0.10
					0.30	1.35	0	0.10
					0.25	1.15	0	0.10
					0.22	1.00	0	0.10
			İ		0.18	0.80	0	0.10
					0.13	0.60	0	0.10
					0.11	0.45	0	0.10

,	D ≢π	「虹の岩外の牡布」、4、7 頭が	欠出一件	保証料率		基本保証料率	協会負	
		E料の補給の対象となる融資	更削及	区分	%	%	無担保(%)	有担保(%)
平	紁	安心実現のための	(10年)	緊急 10	0.42	1.75	0	0.10
成	営	高知県緊急融資	(== 1 /	(経営力強化保	0.39	1.55	0	0.10
2	支	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		証・責任共有)	0.34	1.35	0	0.10
7 年	援融	高知県緊急融資		皿 . 貝山共作/	0.30	1.15	0	0.10
年度分	資				0.25	1.00	0	0.10
分	制				0.22	0.80	0	0.10
	度				0.18	0.60	0	0.10
					0.13	0.45	0	0.10
					0.11	0.45	0	0.10
					※ 0.25	※ 1.15	0	0.10
				緊急 10	0.42	2.00	0	0.10
				(経営力強化保	0.39	1.80	0	0.10
				証・責任共有対象	0.34	1.60	0	0.10
			外)	0.30	1.35	0	0.10	
				0.25	1.10	0	0.10	
					0.22	0.90	0	0.10
				0.18	0.70	0	0.10	
					0.13	0.50	0	0.10
				0.11	0.50	0	0.10	
				※ 0.25	※ 1.35	0	0.10	
			特別 A	0.25	0.90	C)	
				特別 B	0.55	1.14	0	0.10
				特別 С	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.25	0.76	0		
				特別小口	0.40	0.90	0	-
		小規模企業融資		一般	1.07	1.90	0	0.10
		A A A A A A A A A A A A A A A A A A A		/4X	0.94	1.75	0	0.10
		借換え融資			0.82	1.55	0	0.10
					0.70	1.35	0	0.10
					0.55	1.15	0	0.10
					0.46	1.00	0	0.10
					0.42	0.80	0	0.10
					0.36	0.60	0	0.10
					0.21	0.45	0	0.10
				特別 A	0.40	0.90	(
				特別 В	0.55	1.14	0	0.10
				特別 C	0.50	1.06	0	0.10
				特別 D		 		
		小口套细入光 草次			0.40	0.76	0	, _
		小口零細企業融資		小口零細	1.27	2.20	0	<u>-</u>
					1.14	2.00	0	ļ
					1.02	1.80	0	ļ
					$\frac{0.90}{0.74}$	$\frac{1.60}{1.35}$	0	
						 		<u>-</u>
					0.59	1.10	0	<u>-</u>
					0.55	0.90	0	<u>-</u>
					0.50	0.70	0	<u>-</u>
				At DI A	0.30	0.50	0	-
				特別A	0.40	0.90	0	ļ
				特別 D	0.40	0.90	0	-

/III :		- 4I - 	保証料率	Ž	基本保証料率	協会負担率	
保	証料の補給の対象となる融資	制度	区分	%	%	無担保(%)	有担保(%)
	流動資産担保融資		流動資産担保	0.36	0.68	()
平成27年度分	上。 下請経営安定融資		特殊	1.01	1.62	0	0.10
2 3	<u> </u>			0.91	1.49	0	0.10
2 支援	至			0.80	1.32	0	0.10
年 州	史 -			0.70	1.15	0	0.10
年度分	₹ [i]			0.57	0.98	0	0.10
/))]	٠ ټ			0.44	0.85	0	0.10
				0.40	0.68	0	0.10
				0.35	0.51	0	0.10
			0.22	0.39	0	0.10	
	季節融資		短期	1.17	1.90	0	0.10
				1.04	1.75	0	0.10
				0.92	1.55	0	0.10
				0.80	1.35	0	0.10
				0.64	1.15	0	0.10
				0.50	1.00	0	0.10
				0.45	0.80	0	0.10
				0.40	0.60	0	0.10
			0.25	0.45	0	0.10	
		特別 A	0.40	0.90	()	
			特別 D	0.40	0.76	()
	産業振興計画推進融資	(7年)	緊急 7	0.49	1.90	0	0.10
保	等			0.46	1.75	0	0.10
华 另融資			0.40	1.55	0	0.10	
資			0.35	1.35	0	0.10	
伟			0.30	1.15	0	0.10	
JS	Ž			0.26	1.00	0	0.10
			0.21	0.80	0	0.10	
				0.16	0.60	0	0.10
		i i		0.12	0.45	0	0.10
			特別 A	0.30	0.90	()
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
]	特別 D	0.30	0.76	()
		(10年)	+	0.42	1.90	0	0.10
		'		0.39	1.75	0	0.10
				0.34	1.55	0	0.10
		İ		0.30	1.35	0	0.10
				0.25	1.15	0	0.10
				0.22	1.00	0	0.10
				0.18	0.80	0	0.10
				0.13	0.60	0	0.10
				0.11	0.45	0	0.10
			特別 A	0.25	0.90	()
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 С	0.50	1.06	0	0.10
		İ	特別 D	0.25	0.76	(

/ ₽ ≢	正料の補給の対象となる融資制度 正料の補給の対象となる融資制度	保証料率		基本保証料率	協会負	担率
不可	正付り備和り対象となる際負刑及	区分	%	%	無担保(%)	有担保(%)
平特	南海地震・節電対策融資	地震・節電対策	0.34	1.90	0	0.10
平成27			0.31	1.75	0	0.10
2 融			0.27	1.55	0	0.10
成27年度 別融資制度			0.24	1.35	0	0.10
年度分			0.20	1.15	0	0.10
分			0.18	1.00	0	0.10
			0.14	0.80	0	0.10
			0.12	0.60	0	0.10
			0.11	0.45	0	0.10
		特別A	0.20	0.90	0	r
		特別B	0.55	1.14	0	0.10
		特別C	0.50	1.06	0	0.10
		特別 D	0.20	0.76	0	
	中核企業支援融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
	産業活性化融資		0.94	1.75	0	0.10
	事業環境整備促進融資		0.82	1.55	0	0.10
	創業等支援融資(創業C)		0.70	1.35	0	0.10
	 新事業展開支援融資		0.55	1.15	0	0.10
	事業再生支援融資		0.46	1.00	0	0.10
			0.42	0.80	0	0.10
			0.36	0.60	0	0.10
		d to more than	0.21	0.45	0	0.10
		特別 A	0.10	0.90	0	· Ţ
		特別B	0.55	1.14	0	0.10
		特別C	0.50	1.06	0	0.10
		特別 D	0.10	0.76	0	
	創業等支援融資(創業A)	創業	0.10	0.85	0	-
	創業等支援融資(創業B)	創業等	0.10	0.90	0	-
災	災害復旧融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
			0.94	1.75	0	0.10
対等			0.82	1.55	0	0.10
特			0.70	1.35	0	0.10
別			0.55	1.15	0	0.10
支			0.46	1.00	0	0.10
害対策特別支援融資制			0.42	0.80	0	0.10
資			0.36	0.60	0	0.10
制度		d to media	0.21	0.45	0	0.10
		特別A	0.10	0.90	0	7
		特別B	0.55	1.14	0	0.10
		特別 C	0.50	1.06	0	0.10
		特別 D	0.10	0.76	0	

/PSTMの最外の最易しなり動次制度	保証料率		基本保証料率	協会負	担率
保証料の補給の対象となる融資制度	区分	%	%	無担保(%)	有担保(%)
平災災害対策特別融資	一般	0.00	1.90	0	0.10
成 客		0.00	1.75	0	0.10
成 字 対 7 策		0.00	1.55	0	0.10
年特		0.00	1.35	0	0.10
		0.00	1.15	0	0.10
分支		0.00	1.00	0	0.10
		0.00	0.80	0	0.10
度 別支援融資制度		0.00	0.60	0	0.10
制制		0.00	0.45	0	0.10
	特別 A	0.00	0.90	0	
	特別 B	0.00	1.14	0	0.10
	特別 С	0.00	1.06	0	0.10
	特別 D	0.00	0.76	0	

(注)

- 1 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)第 3 条の 3 に規 定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「創業」とは、産業競争力強化法(平成 25 年法律第 98 号) に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成 11 年法律第 18 号)に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 6 「区分」欄の「特別A」とは、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証(同法第2条第5項第1号から第6号までのいずれかに係るものに限る。)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
 - なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 7 「区分」欄の「特別B」とは、中小企業信用保険法第3条の5に規定する公害防止保険、同法第3条の6に規定するエネルギー対策保険、同法第3条の7に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 8 「区分」欄の「特別C」とは、中小企業信用保険法第3条の8に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第5項第7号又は第8号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機 会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)に規定する労働力確 保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事 の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成4年法律第88号)に規定する地域 伝統芸能等関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)に 規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律(平成 10 年法律第 92 号) に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業の 新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保 証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成 18 年法律第 33 号)に規定する特定 研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成 19 年法律第 39 号)に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における 産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)に規定する地域産業集積関連保証 並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携 関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適 用される場合(1から8までに定める場合を除く。)をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 10 「中小会計要領」に従って計算書類を作成している旨の税理士、公認会計士等による確認書類を協会に提出すると、表示料率より 0.1 パーセント割り引かれる場合がある。
- 11 別表第11の「保証料率」欄の「%」欄及び「基本保証料率」欄の※については、次のいずれかに該当する場合について適用する。
 - ①個人その他法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
 - ②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
 - ③金融機関からの借入れ(当該保険関係に係るものに限る。)に係る連帯債務を負担する事業者

別表第 12 (第 3 条、第 5 条、第 6 条関係) 高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率 (平成 28 年度分)

,,		NO 1-1-6 1 2 2 2 2 2 1 1 1 2 2 2 2 2 1 1 1 2 2 2 2 2 1 1 2 2 2 2 2 1 1 2 2 2 2 2 2 1 1 2		保証料率		基本保証料率	т	負担率
		料の補給の対象となる融資	制度	区分	%		無担保(%)	
ΠŹ	农文	安心実現のための 高知県緊急融資	(7年)	緊急 7	0.49	1.90	0	0.10
平成	経 党	高知県緊急融資			0.46	1.75	0	0.10
2 8	支				0.40	1.55	0	0.10
8	援				0.35	1.35	0	0.10
年度	融資				0.30	1.15	0	0.10
分	制				0.26	1.00	0	0.10
	度				0.21	0.80	0	0.10
					0.16	0.60	0	0.10
					0.12	0.45	0	0.10
				緊急 7	0.49	1.75	0	0.10
				(経営力強化保証・	0.46	1.55	0	0.10
				責任共有)	0.40	1.35	0	0.10
					0.35	1.15	0	0.10
					0.30	1.00	0	0.10
					0.26	0.80	0	0.10
					0.21	0.60	0	0.10
					0.16	0.45	0	0.10
					0.12	0.45	0	0.10
					※ 0.30	※ 1.15	0	0.10
				緊急 7	0.49	2.00	0	0.10
				(経営力強化保証・	0.46	1.80	0	0.10
				責任共有対象外)	0.40	1.60	0	0.10
					0.35	1.35	0	0.10
					0.30	1.10	0	0.10
					0.26	0.90	0	0.10
					0.21	0.70	0	0.10
					0.16	0.50	0	0.10
					0.12	0.50	0	0.10
				at mate	※ 0.30	※ 1.35	0	0.10
				特別 A	0.30	0.90	(
				特別 B	0.55	1.14	0	0.10
				特別 C	0.50	1.06	0	0.10
				特別 D	0.30	0.76	()
			10年)	緊急 10	0.42	1.90	0	0.10
					0.39	1.75	0	0.10
					0.34	1.55	0	0.10
					0.30	1.35	0	0.10
					0.25	1.15	0	0.10
					0.22	1.00	0	0.10
					0.18	0.80	0	0.10
					0.13	0.60	0	0.10
L					0.11	0.45	0	0.10

Æ	己言花	料の補給の対象となる融資制度	保証料率		基本保証料率	協会負	負担率
	₹π	外の無格の対象となる態質的反	区分	%	%	無担保(%)	有担保(%)
亚	紁	(10 年	緊急 10	0.42	1.75	0	0.10
平成	経営支援融資制		(経営力強化保	0.39	1.55	0	0.10
2	支		証・責任共有)	0.34	1.35	0	0.10
8 年	援融			0.30	1.15	0	0.10
年度分	資			0.25	1.00	0	0.10
分	制			0.22	0.80	0	0.10
	度			0.18	0.60	0	0.10
				0.13	0.45	0	0.10
				0.11	0.45	0	0.10
				※ 0.25	※ 1.15	0	0.10
			緊急 10	0.42	2.00	0	0.10
			(経営力強化保	0.39	1.80	0	0.10
			証・責任共有対象	0.34	1.60	0	0.10
				0.30	1.35	0	0.10
			外)	0.25	1.10	0	0.10
				0.22	0.90	0	0.10
				0.18	0.70	0	0.10
				0.13	0.50	0	0.10
				0.11	0.50	0	0.10
				※ 0.25	※ 1.35	0	0.10
			 特別 A	0.25	0.90	()
			特別 В	0.55	1.14	0	0.10
			特別 С	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.25	0.76	(
			特別小口	0.40	0.90	0	-
		小規模企業融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
		経済変動対策融資	,,,,	0.94	1.75	0	0.10
		借換え融資		0.82	1.55	0	0.10
		1000		0.70	1.35	0	0.10
				0.55	1.15	0	0.10
				0.46	1.00	0	0.10
				0.42	0.80	0	0.10
				0.36	0.60	0	0.10
				0.21	0.45	0	0.10
			特別 A	0.40	0.90	† <i>-</i>)
			特別 В	0.55	1.14	0	0.10
			特別 С	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.40	0.76)
				1.27	2.20	0	-
		7.1.4分州丘未附县	/1.日/分州	1.14	2.00	0	
				1.02	1.80	0	
				0.90	1.60	0	
				0.74	1.35	0	
				0.74	1.10	0	
				0.55	0.90	0	
				0.50	0.70	0	
				0.30	0.50	0	
			 特別 A	0.40	0.90	0	
				!	<u> </u>	†	-
			特別 D	0.40	0.90	0	-

/1	□ ≓⊤	ツリの投外の具体しより可旋用店	保証料率		基本保証料率	協会生	負担率
		料の補給の対象となる融資制度	区分	%	%	無担保(%)	有担保(%)
平	経	流動資産担保融資 下請経営安定融資	流動資産担保	0.36	0.68	0	
平成28年度分	営士	下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0	0.10
8	又援			0.91	1.49	0	0.10
年	融			0.80	1.32	0	0.10
度八	資料			0.70	1.15	0	0.10
カ	一声			0.57	0.98	0	0.10
	~			0.44	0.85	0	0.10
				0.40	0.68	0	0.10
				0.35	0.51	0	0.10
				0.22	0.39	0	0.10
		季節融資	短期	1.17	1.90	0	0.10
				1.04	1.75	0	0.10
				0.92	1.55	0	0.10
				0.80	1.35	0	0.10
				0.64	1.15	0	0.10
				0.50	1.00	0	0.10
				0.45	0.80	0	0.10
				0.40	0.60	0	0.10
				0.25	0.45	0	0.10
			特別 A	0.40	0.90		0
			特別 D	0.40	0.76		0

	,		V/	保証料率		基本保証料率	協会負	担率
1		E料の補給の対象となる融	貸制度	区分	%	%	無担保(%)	有担保(%)
平	特	産業振興計画推進融資	(7年)	緊急 7	0.49	1.90	0	0.10
成	別		 		0.46	1.75	0	0.10
2	別融資制度		 		0.40	1.55	0	0.10
生	負制		i I I		0.35	1.35	0	0.10
28年度分	度		! ! !		0.30	1.15	0	0.10
分			1 1 1 1		0.26	1.00	0	0.10
			i !		0.21	0.80	0	0.10
			! ! !		0.16	0.60	0	0.10
			 		0.12	0.45	0	0.10
			; i i i	特別 A	0.30	0.90	0	
			! ! !	特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			 	特別 C	0.50	1.06	0	0.10
				特別 D	0.30	0.76	0	
			(10年)	緊急 10	0.42	1.90	0	0.10
			1 1 1 1		0.39	1.75	0	0.10
			! !		0.34	1.55	0	0.10
			; ; ;		0.30	1.35	0	0.10
			 		0.25	1.15	0	0.10
			! !		0.22	1.00	0	0.10
			! ! ! !		0.18	0.80	0	0.10
			! ! !		0.13	0.60	0	0.10
			i I I		0.11	0.45	0	0.10
			! ! ! !	特別 A	0.25	0.90	0	
			1 1 1 1	特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			 	特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			! ! !	特別 D	0.25	0.76	0	*
		南海地震・節電対策融資		地震・節電対策	0.34	1.90	0	0.10
					0.31	1.75	0	0.10
					0.27	1.55	0	0.10
					0.24	1.35	0	0.10
					0.20	1.15	0	0.10
					0.18	1.00	0	0.10
					0.14	0.80	0	0.10
					0.12	0.60	0	0.10
					0.11	0.45	0	0.10
				特別 A	0.20	0.90	0	
				特別 B	0.55	1.14	0	0.10
				特別 C	0.50	1.06	0	0.10
				特別 D	0.20	0.76	0	

/□ =:	「似の好外の牡布」より頭次則在	保証料率		基本保証料率	協会負担率	
1米社	E料の補給の対象となる融資制度	区分	%	%	無担保(%)	有担保(%)
平特	中核企業支援融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
成別	産業活性化融資		0.94	1.75	0	0.10
2 融	事業環境整備促進融資		0.82	1.55	0	0.10
8 資 制	創業者等応援融資(創業Ⅲ型)		0.70	1.35	0	0.10
度度	新事業展開支援融資		0.55	1.15	0	0.10
	事業再生支援融資		0.46	1.00	0	0.10
			0.42	0.80	0	0.10
			0.36	0.60	0	0.10
			0.21	0.45	0	0.10
		特別 A	0.10	0.90	0	
		特別 B	0.55	1.14	0	0.10
		特別 C	0.50	1.06	0	0.10
		特別 D	0.10	0.76	0	4
	創業者等応援融資(創業 I 型)	創業	0.10	0.85	0	-
	創業者等応援融資(創業Ⅱ型)	創業等	0.10	0.90	0	_
		サポート	0.10	0.30	0	<u> </u>
		(責任共有)	0.20	0.80	0	
		サポート (責任共有対象外)	0.20	1.00	0	
555	災害復旧融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
災害対策特別支援融資制			0.94	1.75	0	0.10
対			0.82	1.55	0	0.10
束			0.70	1.35	0	0.10
別			0.55	1.15	0	0.10
支			0.46	1.00	0	0.10
抜			0.42	0.80	0	0.10
資			0.36	0.60	0	0.10
制			0.21	0.45	0	0.10
度		特別 A	0.10	0.90	0	
		特別 B	0.55	1.14	0	0.10
		特別 C	0.50	1.06	0	0.10
		特別 D	0.10	0.76	0	<u></u>
	災害対策特別融資 災害対策特別融資	一般	0.00	1.90	0	0.10
		/4X	0.00	$\frac{1.30}{1.75}$	0	0.10
			0.00	$\frac{1.75}{1.55}$	0	0.10
			0.00	$\frac{1.55}{1.35}$	0	0.10
			0.00	1.15	0	0.10
			0.00	1.00	0	0.10
			0.00	0.80	0	0.10
			0.00	0.60	0	0.10
			0.00	0.60 0.45	0	0.10
		 特別 A	0.00	0.45	0	-
			+			7
		特別B	0.00	1.14	0	0.10
		特別C	0.00	1.06	0	0.10
		特別 D	0.00	0.76	0	

(注)

- 1 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)第 3 条の 3 に規 定する特別小口保険が付される場合をいう。

- 3 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「創業」とは、産業競争力強化法(平成 25 年法律第 98 号)に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 6 「区分」欄の「サポート」とは、産業競争力強化法(平成 25 年法律第 98 号)に規定する事業再生 計画実施関連保証が付される場合をいう。
- 7 「区分」欄の「特別A」とは、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証(同法第2条第5項第1号から第6号までのいずれかに係るものに限る。)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 8 「区分」欄の「特別B」とは、中小企業信用保険法第3条の5に規定する公害防止保険、同法第3条の6に規定するエネルギー対策保険、同法第3条の7に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 9 「区分」欄の「特別C」とは、中小企業信用保険法第3条の8に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 10 「区分」欄の「特別D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第5項第7号又は第8号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機 会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)に規定する労働力確 保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事 の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成4年法律第88号)に規定する地域 伝統芸能等関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)に 規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律(平成 10 年法律第 92 号) に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等 経営強化法に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづく り基盤技術の高度化に関する法律(平成 18 年法律第 33 号)に規定する特定研究開発等関連保証、中 小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)に規定 する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性 化に関する法律(平成 19 年法律第 40 号)に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林 漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化 が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(1から8 までに定める場合を除く。)をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 11 「中小会計要領」に従って計算書類を作成している旨の税理士、公認会計士等による確認書類を協会に提出すると、表示料率より 0.1 パーセント割り引かれる場合がある。
- 12 別表第12の「保証料率」欄の「%」欄及び「基本保証料率」欄の※については、次のいずれかに該当する場合について適用する。
 - ①個人その他法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
 - ②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
 - ③金融機関からの借入れ(当該保険関係に係るものに限る。)に係る連帯債務を負担する事業者